

## 近世山村における耕地開発と水論および山論

### 一 阿波国勝浦郡野尻村の事例一

羽山久男

#### 一、はじめに

近世村落の成立は生産力の発展にともない従属農民が自立化し、  
村の正員となっていく過程であるといえる。<sup>①</sup>近世村落の構成員であ  
る小農民の自立過程は自己の生存基盤である耕地の確保・拡大に始  
まる。このような過程は既存の耕地に対する所有の確定とともに、  
新しく耕地を開発することによる経営規模の拡大をとまう。<sup>②</sup>この  
ような「新開」は耕地の拡大という量的な側面のみならず、山村に  
おいては畠から田へ、山畠（伐畠）から田へという質的な変化をも  
意味する。すなわち、耕地開発は未耕地から耕地への転換のみなら  
ず生産力の低い耕地からより高い耕地への転換でもある。

このような耕地開発は「水」と「草」に対する需要の増大をもた  
らす。しかし、「水」と「草」は一村内で満たされる例は少なく、  
農業の再生産を維持するためには他村にまたがる用水路や入会林を  
求める。農民の結合による「水」と「草」の確保のための共同体は  
他の村や共同体との間に水論・山論を惹起するようになる。<sup>③</sup>

本稿では阿波国勝浦郡野尻村を対象地域として、近世の野尻村に  
おける耕地開発の進展が数ヶ村を通過する用水の掘削を背景として  
なされ、入会山を他村内に求めた結果、水論・山論を惹起するにい  
たった展開過程について村落構造と関連して若干の考察を試

みる。

### 二、野尻村の特質

本村は勝浦川上流域に位置する山村で、現在は勝浦郡上勝町に属  
する。藩政期には瀬津村・野尻村・久保村・榎原村・田野々村・市  
宇村・八重地村が福原七ヶ村を構成し、これら七ヶ村を統轄する与  
頭庄屋が置かれ、瀬津村の庄屋がこれを兼ねていた。<sup>④</sup>明治九年に瀬  
津・久保・榎原・野尻四村が生実村となり、田野々・市宇・八重地  
三村からなる旭村と藩政期から維新後も一村を構成していた福原村  
が明治二十二年合併し、新たに福原村ができた（第一図参照）。

野尻村は西に境する久保村とともに、勝浦川とその支流旭川の合  
流地の北岸付近を占める小村である。集落と耕地は野尻谷川をはさ  
んだ山腹緩斜面に立地する。耕地の高度は二六〇〜三七〇メートル  
の間に分布し、集落内の比高は上勝町内ではかなり小さい。

第一表に藩政期の各村の村高・耕地面積を示した。文化十年（一  
八一三）の村高では瀬津村が最も高く、久保村が最も低い。野尻村  
は一四八石余で全体の一一％を占めている。明治三年（一八七〇）  
の耕地面積一五・八町は全体の一四％で、しかも本村の場合水田率  
が七三％と高く、戸数は五十五戸で、村面積に比較して、村高、耕  
地面積の比率が高く、林野面積が著しく小さい。これは明治初期に  
おいて耕地開発が極限状態にまで達していることを示しており、林  
野面積が狭隘なことにより、必然的に周辺の村々との間に水論・山  
論を引き起こすことになる。

### 三、近世前期の村落構造

徳島藩では藩政期の村落構造を知るには、検地帳と棟付帳が重要な史料となる。<sup>⑤</sup>野尻村には棟付帳が保存されていないので、総検地の実施された貞享三年（一六八六）の検地帳を手がかりとする。第二表にその分析した内容を示した。村高は一二石三斗九升四合である。所有土地面積は一一町八反八畝でこのうち田が四〇%、畠と山畠が五八%で、畠作がやや卓越していた。

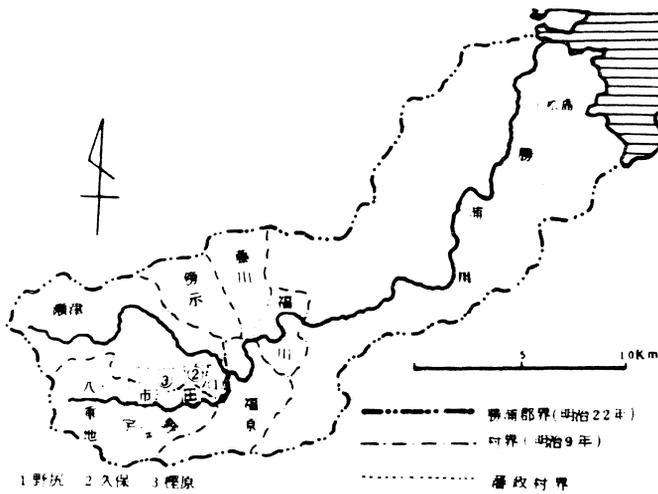


図1 定杭の形式分類

(伊藤安男原図)

ここで問題となる山畠は「山畠与申上候其土地ニ相生候本草切焼捨跡へ稗粟小豆ノ雑穀物蒔付仕両三年之内相作仕候後ハ其他へ荒置直又拾五年式拾年間経候得ハ己前之通切払仕義ニ御座候仍而山畠与相名付置申義ニ御座候」とある史料<sup>⑦</sup>などから判断して伐畑（焼畑）を意味するものと思われる。村民の主食である稗・粟・小豆などの雑穀を伐畑山で確保しており、三四人の名負人のうち、一六に山畠の所有がみられる。しかも、上層・下層いずれも所有していることから、零細農民の生活再生産のためというより、伐畑は村民にとって生活を支える補助耕地としての意味を有していた。<sup>⑧</sup>

また、茶・楮などの商品作物の生産もみられ、この上毛高は一五石三斗三升あり総村高の一三%に達している。一戸平均になおすと茶は四一坪、楮は一四畔、桑は〇・四本で自給用生産が中心であるが、余剰分を商品化しており、とくに天明と天明期（一七六四〜一七八〇）には藩当局への楮皮代金納入の史料が数多くみられる。<sup>⑨</sup>野尻村内に名負地を持つ者は三四人で、うち四人は隣接する榎原村の農民で、いずれも山畠だけを所有している。とくに石高の大きいものはなく、五石以上の上層が七人、二〜五石の中層が一四人、二石未満の下層が一三人である。ここで注目したい点は三四人の名負人のうち、一六人に分付記載がみられることである。例えば、六反歩の土地を所有する宗松は「居屋敷壹畝三歩・壹斗壹升 羽右エ門内」と記載され、さらに、「中畠六畝拾式歩・三斗式升 同人」と統一している。このような分付記載地はすべて居屋敷であり、居屋敷の記載の後にはその周辺の田畠が名負地として続いている。これは中世〜近世初期に名主層や中核的本百姓層に隷属していた直接生産者で

ある下人層が生産力の発展を背景として自立した結果を物語るものと考えられる。

さて、宗松の場合は羽右エ門に従属していたと考えられるが、羽右エ門の所有面積は三反五畝で宗松のそれよりも小さい。とくに、居屋敷所持農民二七人のうち一五人に分付記載がみられ本百姓として検地で把握されていたものと思われる。徳島藩では明暦・万治期（一六五〇年代）から元禄・享保期（一六八八～一七三五）に近世村落の成立がみられたとされているが、<sup>10</sup>野尻村のような山間後進地域においても一七世紀末期には小農民の自立により近世村落が成立していたと考えられる。

#### 四、耕地開発の進展

貞享三年の検地帳には「田成」や「川成」の年代・面積・石高を

記載した貼紙がかなりみられる。例をあげると、「<sup>ひらま</sup>中上層 巻反三 畝式拾壹歩 八斗貳升貳合 次郎右エ門」の記載箇所には「内七畝 六歩 四斗三升貳合 宝暦八寅年田成引 内五畝拾五歩 三斗三升 寛政七卯年田成引 残而壹畝 六升之生き」の貼紙がみられる。いま、第二表に宝暦八年以降の「田成」部分を取り出し、名負人別にその面積を示した。田成面積は安之丞の四反四畝を最高としているが、上層は一ノ二反が多く、これに対して中層には次郎右エ門の二反四畝、孫兵衛の二反三畝など一反以上のものがかなりみられる。さらに、下層も最下層三人を除いていずれも一畝～一反一畝の田成がみられる。これは前述のように小農が自立のために経営規模の拡大という努力の跡を物語るものである。

貞享検地帳にみられる田成総面積は二町六反八畝で、これは同検地帳の名負地面積の二三%に達する。このうち、島からの田成が六

第1表 勝浦川上流域各村の藩政期における石高および、耕地面積

村名	元禄期(1690年代)		寛政期(1790年代)土田面積			文化10年(1813)		明治3年(1870)									
	石高		計	水田	陸田	石高	田		島		山		茶		楮	戸数	人口
	町	石					町	町	町	坪	町	坪	町	坪			
福原	184	2867	1569	1298	2035	2209	1609	599	1747	-	667	319	120	648			
瀬津	?	3085	673	2412	3995	2113	1187	925	799	604	2824	917	95	536			
野尻	138	1808	940	868	1486	1577	1146	431	003	310	791	287	55	231			
久保	39	539	275	264	410	140	069	070	-	019	58	5	6	22			
樺原	61	836	481	355	622	696	490	205	005	211	55	6	27	140			
田野々	303	3424	2103	1321	3203	2568	2117	451	529	-	876	427	97	485			
市宇	74	751	536	215	764	749	525	223	362	-	1039	365	33	170			
八重地	94	1508	647	861	978	996	652	343	570	-	1033	505	45	229			
計	893	14818	7224	7594	13493	11051	7799	3250	4017	1144	7343	2831	478	2461			

(瀬津村を除く)

注①元禄・寛政の記録は「阿波誌巻+勝浦郡」による。②文化10年は「阿波藩民政資料」P604～05による。③明治3年は「戸籍下調」(上勝町役場蔵)による。

第2表 貞享3年(1686)野尻村検地帳分析表

番号	名負人名	右高	所有面積	居屋敷	田	畠	山	田成面積			茶	精	桑	漆	備考
								計	畠から	田から					
1	吉右工門	8953	12900		8909	3921		1106	1106		71	14	8		
2	伊兵衛	6947	6124	109	4327	1618		1112	927		70	22			
3	吉兵衛	6881	6812	121	4412	1509	700	127		100	40	24	2	伊兵衛内	
4	記兵衛	5998	5112	115	1800	3127		903	818		137	28	1	太郎右工門内	
5	吉十郎	5216	5910	109	2804	1603	824	703	503	200	54	18			
6	宗松	5066	6027	103	2109	3315	500	2121	1621	500	20	22	1	羽右工門内	
7	安之丞	5013	6724	121	706	3927	1900	4420	2506	1700	199	62		伊兵衛内	
8	太郎右工門	4472	3604	115	903	2316	200	408	325		82	10			
9	次郎吉	3841	4922	103	1312	1707	1800	509	309	200	54	27		八右工門内	
10	八右工門	3326	3709	21	1406	2212		611	512		30	5			
11	久五郎	3214	4403	106	1624	1203	1400	1118	412	600	28	8		吉十郎内	
12	羽右工門	3127	3515	115	1721	1609		209	209		22	14	1		
13	次郎右工門	3009	5324	24	1006	3824	400	2426	2205	200	53	23	1	八右工門内	
14	長兵衛	2984	2621	109	1803	709		109			35	24			
15	吉太夫	2951	3809	106	1609	1224	800	318	18	300	26	19		左五右工門内	
16	佐兵衛	2901	3829	15	1923	421	1400	1203	119	1000	17	10			
17	九兵衛	2661	2712	21	1603	1018		218	127		13	8			
18	孫兵衛	2632	3718		318		3400	2300		2300	200				
19	左五右工門	2548	2309	109	1400	800		21	21		22	6		伊兵衛内	
20	徳兵衛	2100	1912	24	712	1106		212	212		36	30	1	太郎右工門内	
21	勘十郎	2095	2209	18	812	809	500	712	200	500	29	13		徳兵衛内	
22	郷力	1950	1521		1200	321		303	303		4	10			
23	左平次	1857	2715	100	1100	715	500	18	18		37	22		長兵衛内	
24	千右工門	1783	2302	18	1015	1128		524	524		70	2		太郎右工門内	
25	八蔵	1506	2012	106	318	1518		200	200		17	27		八右工門内	
26	善四郎	986	1618	106		1312	200	421	321	100	12	2			
27	作助	860	1106	21		1015		100	100					九兵衛内	
28	弥次兵衛	733	1409		12	927	400	715	509	200	12	3			
29	太郎	622	1600			600	1000	528	227	300	2				
30	六左工門	573	921			921		115	115		20				
31	宝勝院	512	1100	106		924		1100	924						
32	菊石	144	24			24					11	6			
33	八三郎	60	115	06		109					2			九兵衛内	
34	八兵衛	60	15		15										
	野原村持分	348	4100				4100	1206		1206	1				
		120394	118813	2727	47509	48612	20024	26803	16300	9406	1385	459	14	1	合
										(13805)	(1377)	(88)	(4)		

注①「貞享3年検地帳」,「貞享3年上毛帳」より作成

②備考欄の「内」は分付記載を示す

③検地右高は105石5升5合上毛高は15石3斗3升9合

④田成面積のうち宝曆八年は1町7反3畝9歩寛政7年は4反6畝14歩、嘉永5年は3畝3歩、年代不明1反4畝1歩で、畠・山畠から以外に、居屋敷9畝15歩茶畠1畝6歩がみられる。

一%で最も多く、山畠から三五%で、居屋敷から三%あり、茶畠からの田成地も一畠みられる。畠からの開田は「持懸開地」が多く、畠の新開には「寛政卯年田成り候地の開添」などの貼紙がみられる。このような新開は水や草の確保があつて可能となる。水については後述するように、野尻谷川の表流水や湧水に依存していたが、元文五年(一七四〇)、旭川源流の八重地村から野尻用水を開削することによって用水の供給は安定するようになった。このような利水技術上の変革を背景として、貞享検地帳によれば、宝暦八年(一七五八)がピークとして一町七反三畠、寛政七年(一七九五)が四反畠、嘉永五年(一八五二)が三畠、このほか年代不明のものが四反四畠みられる。

野尻村に保存されている新開検地帳は元禄一四年(一七〇一)、同一七年(一七〇四)、正徳三年(一七一三)、享保一十九年(一七三四)である。第三表にそれを示したが、七反三畠の新開のうち山畠と畠二反八畠が後に田成になっている。貞享検地帳や前述の新開検地帳以外に耕地開発を示す史料として野尻名文書<sup>①</sup>として保存されている「文政十三寅歳・勝浦郡野尻久保西村去申歳ヨリ寅年迄畠田成開地惣都メ奉指上帳」がある。第三表にその概況を示した。文政七年(一八二四)～天保元年(一八三〇)の七年間に四九人の農民が都合二町二反五畠の新開をしている。明治三年(一八七〇)の戸数が五五戸であるから大部分の村民が耕地の拡大を行なっていることになる。水田が一町八畠、畠九反五畠、山畠一反五畠で、前述のように、田は「持懸開地」、畠は田成り地の「開添」の場合が多い。各農民別の新開面積は一〇・五反が四人、〇・五〇一反が十人、三〇五畠が一六人、一〇三畠が一五人で五畠以下の零細な新開が過半

第3表 野尻村の新開

年 代	石 高	面積 (筆数)	田	畠	山 畠	備 考
元禄14年(1701)	斗合 16	畠 歩 2.00(1)	畠 歩	畠 歩 8.24	畠 歩 2.00	
" 17年(1704)	5.40	8.24(2)		8.24		内3畠5歩天保 二年田成
正徳3年(1713)	2.85	5.21(3)	5.21			内21歩寛政 10年川成
享保19年(1734)	14.05	57.00(27)	3.21	22.09 (内15.12田成)		
計	23.16	73.15(33) (内36.29田)	9.12	31.03 (内18.17田成)	33.00 (内10.00田成)	
文政7年(1824) ～天保1年(1830)	81.19	225.18	108.15	95.23	19.18	その他居屋敷 1畠22歩

注①元禄14・17、正徳3、享保19年新開検地帳による

②『文政十三寅歳、勝浦郡野尻久保西村去申歳ヨリ寅年迄畠田成開地惣都メ奉指上帳』  
(野尻名所蔵文書)による。

を占める。

つぎに、野尻用水の開削後、農民はどのような稲作経営を行っていたのか史料により具体的にみよう。野尻名文書である「文政四歳・野尻村大用水出来目造用割付并定木仕出し帳」の一部を示す。

宮ノ後

十太郎

一 式拾七歩

同三畝廿七歩 未ノ三月ヨリ徳左エ門方ヨリかり

ノ四畝拾八歩

外ニ六畝廿四歩 未年徳三郎ヨリ受取

ノ壹反壹畝拾貳歩

森蔵

一 式拾七歩 文政六未年畠田成新開

はじ横尾

一 壹畝 右同年新開

尾はな

一 式畝拾五歩 右同年新開

大茶畔

一 壹畝拾五歩 右同年新開

外ニ拾五歩三歩割増水役右茶畔之分

同 式拾四歩尾はな三割増

ノ三反拾五歩

十太郎は用水懸地三反一五歩（九筆）を持つが、五畝二十一歩（

四筆）を文政六年に畠田成しており、外に徳左エ門と徳三郎との間に田地の貸借があったことがわかる。これは質地による田地の移動を示すものか、又は田地の所持と耕作の乖離を示すもので、田圃へ通水体系のため田圃の一時的交換を行なったものかは不明である。

### 五 野尻用水の開削と水論

以上のような耕地開発の進展は用水路の開削を前提としている。

前述の野尻用水についてその由来書を次に掲げる。

⑬ 大用水原由御届

一 旭村八重地名ヨリ生実村野尻名江通水用水元祖開設之義、田地拾町余開墾見込ヲ以三拾壹名同意シテ元文二年己ノ一月十八日上願仕候処御聞届之上（中略）御流出シテ御見分之上、弥開設之義御許可相成、普請料手当トシテ玄米百廿石被仰置外式百三拾式石五斗之義ハ発願之者財産等ヲ売却シ取求メ都合三百五拾式石五斗ヲ以元文五年申ノ十一月迄ニ用水普請出来仕ニ付上願候（中略）、井闕料及定井料トシテ玄米式拾式石宛毎年二月上旬ニ御下渡シ相成来リ候（中略）。

一 用水長六千七百五拾間 山腹難所用水

内四拾間 掛樋廿艘

一 用水掛リ反別拾貳町壹反三畝歩

（中略）

明治式拾年十月八日

（以下略）

同用水は野尻・久保二村による用水路堀削（延長一三・五キロ）

による引水である。旭川最上流の八重地村西谷・北谷（海拔五百メートル）を水源地とし、市宇村・田野々村を経て野尻・久保両村に達している。野尻・久保両村の田方用水の確保のため他村内に用水路を敷設しており、一村の範囲をこえた用水体系が作られている。その結果、排他的に利用できる野尻・久保両村とその途中の沿線用水路や新田開発の水源をめくって水論が惹起している。次に掲げる史料は八重地村との水論である。

#### 14 乍恐奉願上覚

一八重地分野尻村へ大用水去文化拾三年ヨリ八重地村ニ新用水相仕懸申候ニ付、当村故障申出ニ付当七月廿七日ニ当御役所様ニおゐて御下知被仰付候段奉畏候ニ付、乍恐八重地村新用水関床下手ニ岩付之土地御座候ニ付指懸リ候ニ付、式反水之樋敷幅内間三寸同深井式寸指樋ニ御定メ被仰付候得者、過分之水相減シ不申ニ付、右様奉願上候用水之義者、生達而分八重地村願出之通床なへ古用水分新用水迄相上リ候程、日浦岑小谷ニ而落夫分鎌淵へ通水仕候様奉願上、且八重地村新開式反之義者、鎌淵之土地ニ而相限リ候様乍恐御慈悲の上御聞届被為遊候上勸農御地盤御向御郡代様御証文被為下置候得者百姓共へ志統重々難有仕合奉存候以上

勝浦郡野尻村井組惣代 四名連印

文政十一子年八月

板野勝浦御郡代様御手代 谷崎文蔵様

右の水論は八重地村百姓が「新用水相仕懸」られると「野尻用水

之義者八重地村余水相見込」んで開削したのだから「故障申出」た。八重地村新用水関床の下手に式反水の樋敷を幅三寸深二寸にしてくれるように、さらに、八重地村の「新開式反之義者鎌淵之土地ニ而相限」るように郡代に願ひ出ている。野尻村と八重地村の水論は以後も続くが、嘉永三年（一八五〇）傍示村組頭庄屋と郡代による「済口書付之覚」が出されて一応の結着を見ている。その要旨は①「鎌淵新田之義ハ式反ニ相限」、②「日浦岑古田之手前岩附之処古田共式反三畝引合内法幅三寸深式寸之懸樋ヲ以水分置同処南谷ニ而新用水引上リ候程相落シ夫ヨリ堀継水仕」③「八重地新地共出来之上ニ而茂水筋之損様ニ奇田成場所所在之候時ハ双方式フニ水分合候心得」などで両村の主張を折半して「済口」がなされている。

#### 六 文化十年（一八二三）の分間図による耕地配置

文化十年の野尻村久保村の分間図<sup>16</sup>は近世後期における村の空間構造をよく示している。すなわち、田・畠・居屋敷・水系・用水・林野・道・氏神・鎮守・山神・水神などが克明に記されている。田・畠は野尻谷川をはさんでびっしりと配置されており、野尻村の場合、耕地開発は極限に達しているようにみえる。一筆毎の田畠の形態はほぼ等高線に規定されて細長くだんごを重ねたように配列している。この田畠の所持形態は眞享検地帳でみるかぎり自己の屋敷地とその周辺への集中がみられる。

野尻用水は田野々村にある椎やすばと白石の入会山を経て野尻・久保の氏神である八幡神社の西上を通り、ほぼ四二〇メートルの等高線に沿って野尻谷川を越え、野尻村の字日浦で終っている。用水

第4表 野尻村・久保村の土地利用（明治22年）

字 名	総面積	田	畑	宅 地	山 林	山	畦 畔	道路敷・用 悪水路敷川
片 山	842畝	290畝	31畝	14畝	153畝	9畝	228畝	112畝
下 野	1518	460	98	70	228	43	375	233
日 浦	736	245	60	35	122	3	211	45
中 野	569	329	15	24	2	19	133	41
上 野	581	256	87	50	-	-	148	37
影	659	348	60	61	4	23	114	41
南 浦	882	141	10	6	357	41	152	173
上 影	116	41	-	3	35	8	17	8
松 葉	188	-	-	-	185	-	-	3
大 道	995	-	-	-	909	50	-	35
野尻村計	7086 (100.0)	2110 (29.8)	361 (5.1)	263 (3.7)	1995 (28.2)	196 (2.8)	1378 (19.4)	728 (10.3)
久保村	2937 (100.0)	542 (18.5)	299 (10.2)	33 (1.1)	1222 (41.6)	64 (2.2)	636 (21.7)	117 (4.1)

注①『徳島県勝浦郡生実村地籍』より作成。②山は柴草山（採草地）を意味する。

の所々にある配水樋から水を落しているが、用水から下流に下がる程漏水が大きい。明治三年の「戸籍下調」では耕地の七三%が田となっているが、第四表と対比すると字別の田畠の分布状態がよくわかる。用水からの水懸の悪い下野・片山にはかなりの畠がある。

久保村の場合、用水から上と下では同一村内であっても水利条件が全くちがっている。すなわち、用水体系から排除されている上は畠が多く、引水できる下の農民は農尻村民と共通の利害関係を持ち合っている。

#### 七、田野々村の入会山（野山）をめぐる山論

野尻村における用水開削を伴う耕地開発は地力回復のための肥料原としての「草」の需要増大をもたらす。文化十年の村絵図においても耕地に対して林野が極端に小さい。第四表に示したように、明治二二年には村面積に対して耕地が三五%あるのに対して、採草地としての柴草山はわずか二・八%、林野は二八%にすぎない。「明治九年地所明細帳」から野尻村内にある入会山（野山）をピックアップすると、字下野と南浦および大道に合わせて八反七畝あるが、いずれも野尻・久保・檜原三村の村々入会山で、野尻村一村による村中入会山は存在しない。

このように村内に肥草供給源が絶対的に不足する以上隣接村へ入会山を求めようになり、入会山の出入をめぐる山論が惹起してくる。いま、野尻村の入会山を第二図に示したように、田野々村内の「志以やすばヨリ星石迄」とあるごとく、稚やすば・中与内・大平

山・愛宕山と福原村の川北がある。

まず、野尻村の關係する山論は文政元年（一八一八）に初見される。これは野尻村内農民同志の利害対立が発端となっている。すなわち、「行着」を命ぜられた傍示村組頭庄屋から郡代への「申上ル覺」<sup>18</sup>によると、「野尻村内之下分百姓」は「福原村大平山」へ「久保并野尻村蔭分百姓（一五軒）」は「田野々村野山」にて「入相苧ニ仕来居候処」、「蔭分百姓」が下分百姓の入会山へ「大勢罷越肥草相荒迷惑之旨」を組頭庄屋に申入れたが、「下分百姓之内ニハ久保村ニ而田地相調居者」もあり、下分百姓が田野々村野山へ「入組」んだことが蔭分百姓から申入れられている。ここで注目すべき点は「水」の確保については同一の井組に参加する野尻村農民が自己の耕地の所在地に近い入会山をめぐって争っている点である。すなわち、野尻村下分百姓は久保村内に田地を所持することから蔭分百姓とは利害が対立し、別個の共同体を形成していた。<sup>19</sup>右の野山出入については文政三年（一八二〇）に「内済」による「行着」がなされている。<sup>20</sup>

一野山武町老反老拾七歩

田野々村

但字志やすば分星石迄

右土地ニ而野尻村蔭分并久保村田野々村右三ヶ村肥草入合苧ニ

仕居所久保村之義ハ、相對相談を以取計何之連無御座候ニ付此度

御行着不奉願候、野尻村蔭分四月肥草刈取之義初日壹日ハ家老軒分壹人宛罷出刈取翌日分ハ家内勝手次第ニ罷出入組ニ苧リ取申答、然ども日雇人等指加へ候義ハ仕不申答、出入合苧リ之義

ハ四月肥ニ相限リ六月肥以後ハ左之通野山村當リ相分ケ苧取仕申事（傍点筆者 以下同じ）

一右野山之内東ハ次吉扣之田ノ岸溝切北ハ野尻村境西ハとちの久保田尾分上ミ手之尾切南ハ溝切、右之分野尻村蔭分支配ニ引分相渡六月肥已後右場所ニ而苧リ取申事、尤右指境相立引分ケ申上ハ双方狼之義無之様仕候事

一田野々村南野山之分黒滝之切レ太尾分白石迫尾筋ニ而、春秋下木并春萱之処野尻村分老苧苧之義者。田野々村分是迄之通指障リ無御座候尤苧置仕或ハ日雇人等相加へ横勢ニ苧取候様之義ハ仕不申答、万一右野山之内ニ苧置等仕有之ニおゐてハ、田野々ヨリ分担取候而も申分無之候、其余肥草之義ハ是迄苧来リ不申事故以後迄も苧取不申事

（中略）

田野々村百姓惣代

文政三辰年七月五日

三名連印

野尻村蔭分惣代

三名連印

傍示村与頭庄屋

安部弁三郎殿

（以下略）

右の「内済」では野元の田野々村が入会方の野尻村蔭分百姓に対して、四月肥（一番草）と六月肥（二番草）について口明け日とそれ以後の苧取方法や人数にわたって詳細に制限を加えている。このように入会山の所持・管理・利益をめぐって経済主体である村や組

の自己主張が読みとれる。

最後に地租改正では公有地なる曖昧な制度は許されず、入会地に対する地券公付の例として、野尻村が床銀と地租の一部を負担することにより従前通りの慣行にしたがって入会権を田野々村が認めている史料を示す。

### ② 約定書之証

田野々村野山之内・野尻田野々両村相合列株場此叟林地券を御下渡奉願 ニ付両村立会和談之上地券之儀者田野々村居ニ奉願、尤床銀年税之儀者相当ニ出合上納可仕筈。且亦荊草之儀も従前懸リニ志たかひ今般両村究書相認メ（中略）

明治六癸酉四月

田野々村

亀井新太郎 殿

勝浦郡野尻村蔭分惣代

二名連印

### 八、おわりに

近世山村における耕地開発過程と水論および山論について野尻村を素材として若干の考察を行なった。野尻村のような山村においても十七世紀末には小農自立による近世村落の成立がみられた。経営規模の拡大と新開が元文五年の数ヶ村にまたがる野尻用水の開削を背景として行なわれ、用水の水源地八重地村との間に水論を惹起した。さらに、近世後期において極限状態に達していた耕地開発により再生産のための緑肥供給地としての入会山（野山）を隣接の田野

々村野山に求め山論を引き起した。野尻村内においても二つの惣である下分と蔭分は、「水」の確保のためには同一の共同体（井組）結合を見せながらも、自己の田圃の所在地のちがいがから、「草」をめぐっては利害が相反し、別個の共同体（惣）としての自己主張を行う。

なお、本稿では史料の批判と現地調査が現時点で不十分なため、不明な点が数多く残されている。野尻用水と入会山の明治以降における変質過程については稿を改めて報告したい。

### 注

- ① 古島敏雄（一九五五）『近世入会制度論』 日本評論社 三六頁
- ② 安沢秀一（一九七〇）水利と林野（古島敏雄他二名編）『近世郷土史研究法』郷土史研究講座四・朝倉書店所収）三七五頁
- ③ 古島敏雄（一九五六）『日本農業史』岩波書店、二七八～八三頁
- ④ 勝浦郡教育会（一九二三）『勝浦郡志』中編 二〇～二二頁
- ⑤ 有木純善（一九七四）『林業地帯の形成過程』日本林業技術協会、九四頁
- ⑥ 総検地帳は貞享三年が保存されているが、御蔵地のみの検地帳と推定されるものは宝暦八年と寛政七年の検地帳がみられる。
- ⑦ 上勝町瀬津・美馬家文書・明治四年、御林内の村中の渡世稼山を新政府に床銀五四〇匁と上木代一二四文を指出すから村中の名負林（入会山）にしてほしいとの願を民政所に出している。

⑧ 拙稿（一九七六）勝浦郡瀬津村における焼畑と御林 史窓第六号 五三頁

⑨、⑬

⑩ 前掲⑤ 五六頁

⑪、⑫、⑬、⑭、⑮ 上勝町野尻 松賀定夫氏蔵

⑯、⑰、⑱、⑳ 上勝町旭村文書（徳島県立図書館蔵）

㉑ この点に関して 松好貞夫（一五五六）『村の記録』岩波書店、

六五頁。木村礎編（一九五八）『封建村落』文雅堂銀行研究社、

二二二頁に詳しい。

A Study on the Development of Farm Land in a Mountain Village  
and Disputes on Irrigation Water and Green Manure in the Edo  
Era  
Hisao HAYAMA

At the end of the 17th century, even an underdeveloped mountain village as Nojiri-mura developed into a typical village in the Edo Era composed of independent peasants. In 1740, the farm lands were extended after the completion of an irrigation channel. The villagers of Nojiri-mura got into competition for irrigation water with the people of Yaeji-mura, from where the irrigation channel took its source.

In the latter half of the Edo Era, a dispute for green manure arose between the Nojiri-mura and Tanono-mura, since in Nojiri-mura the development of farm land had reached its limit and villagers had to seek green manure in neighbouring villages' area.

The two communities in Nojiri-mura, Shimobun and Kagebun united with regard to the securing of irrigation water, but they struggled each other for green manure because their paddy fields were located in defferent areas.